

## 沖縄県立芸術大学の成績評価基準等について

### (1) 授業科目の成績評価基準

#### 学部

学部の授業科目の成績は、原則として試験、研究報告、平常の成績及び出席状況等から総合的に判断され、100点満点で60点以上を合格とする評点を基に、下記の5段階で評価される。

下記基準は令和3年度以降に入学する学生に適用し、令和2年度以前に入学した学生については従前のおりとする。

授業科目の成績評価基準は次のとおり。

評語	評点	評価基準
秀 (S)	90～100点	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。
優 (A)	80～89点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良 (B)	70～79点	到達目標を概ね達成している。
可 (C)	60～69点	到達目標を最低限度達成している。
不可 (F)	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄
認定 (R)		単位認定等

令和2年度以前に入学した学生に適用される成績基準は下記のとおり。

評語	評点	基準	合否
優	80～100点	学習目標を十分に達成し、内容が優れている。	合格
良	70～79点	学習目標を概ね達成している。	
可	60～69点	学習目標を最低限度達成している。	
不可	59点以下	学習目標を達成していない。	不合格
		履修放棄または受験放棄	

## 大学院

大学院の授業科目の成績は、原則として試験、研究報告、平常の成績及び出席状況等から総合的に判断され、100点満点で60点以上を合格とする評点を基に、下記の5段階で評価される。

下記基準は令和3年度以降に入学する学生に適用し、令和2年度以前に入学した学生については従前のおりとする。

授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	評価基準
秀 (S)	90~100点	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。
優 (A)	80~89点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良 (B)	70~79点	到達目標を概ね達成している。
可 (C)	60~69点	到達目標を最低限度達成している。
不可 (F)	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄
認定 (R)		単位認定等

令和2年度以前に入学した学生に適用される成績基準は下記のとおり。

評語	評点	基準	合否
優	85~100点	学習目標を十分に達成し、内容が優れている。	合格
良	70~84点	学習目標を概ね達成している。	
可	60~69点	学習目標を最低限度達成している。	
不可	59点以下	学習目標を達成していない。	不合格
		履修放棄または受験放棄	

## (2) 学位論文等の審査基準

### 造形芸術研究科

#### 「修士作品」

修士作品は修士課程を通じた研究の成果物であるため、審査基準は「(各専門)研究Ⅱ」の基準に準ずる。

#### 「修士論文」

研究テーマの学術的意義、内容の独創性、実証性、論理性、当該または関連分野に貢献できること等を審査基準とする。

### 音楽芸術研究科

#### 「修士演奏・副論文」

舞台芸術専攻における修士演奏では、伝統的技法の修得及び演奏、演技の完成度、表現力を審査基準とする。また、演奏芸術専攻における修士演奏では、演奏における技術と表現力を審査基準とする。

なお、副論文については、論述の論理性・客観性、研究方法の実証性、実演活動に有益な新たな知見の有無等を審査基準とする。

#### 「修士論文」

音楽学専修における修士論文では、論述の論理性・客観性、研究方法の実証性・独創性、研究史上有益な新たな知見の有無等を審査基準とする。

#### 「修士作品・副論文」

作曲専修における修士作品では、普遍性と独創性の有無とその完成度等を審査基準とする。

なお、副論文については、論述の論理性・客観性、研究方法の実証性、実演活動に有益な新たな知見の有無等を審査基準とする。

### 芸術文化学研究科

#### 「博士論文、研究作品又は研究演奏」

1) その研究分野において高度な研究内容であること、2) 独創的な研究であること、3) その研究が国際的にも貢献できること等を審査基準とする。

## (3) 最終試験の方法と審査基準

### 造形芸術研究科

#### ・方法

修士作品・修士論文の審査終了後に、口述により行う。(専修によりポートフォリオ・レポート等の提出物を求める。)

#### ・審査基準

生活造形専攻・環境造形専攻は、「(各専門)研究Ⅱ」の基準に準じ、修士作品・修士論文を中心として、その関連する分野についての理解度等を審査基準とする。

比較芸術学専攻は、修士論文を中心として、その関連する分野についての理解度、回答が適切で明解であること等を審査基準とする。

## 音楽芸術研究科

### ・方法

舞台芸術専攻及び演奏芸術専攻では、修士演奏による公開審査の終了後、副論文作成によって得られた成果と修士演奏との、直接又は間接的な関連等を含んだ口述試験を行う。また、音楽学専修では、修士論文の提出後に口述試験を行い、作曲専修では、修士作品の譜面審査終了後に口述試験を行い、審査委員会において総合的に判断する。

### ・審査基準

審査基準は、学位論文等の当該審査基準に準じ、それぞれ修士演奏・副論文、修士論文、修士作品・副論文を中心として、その関連する分野についての理解度等を観点とする。

## 芸術文化学研究科

試験は、博士論文等の審査終了後に口述又は筆記により行い、博士論文等を中心として、その関連する分野について、博士の学位に相応しい十分な知識の保有と理解度等を審査基準とする。